



日本における持続可能な ビジネスの一環としての 救済へのアクセス

アニタ・ラマサストリ教授

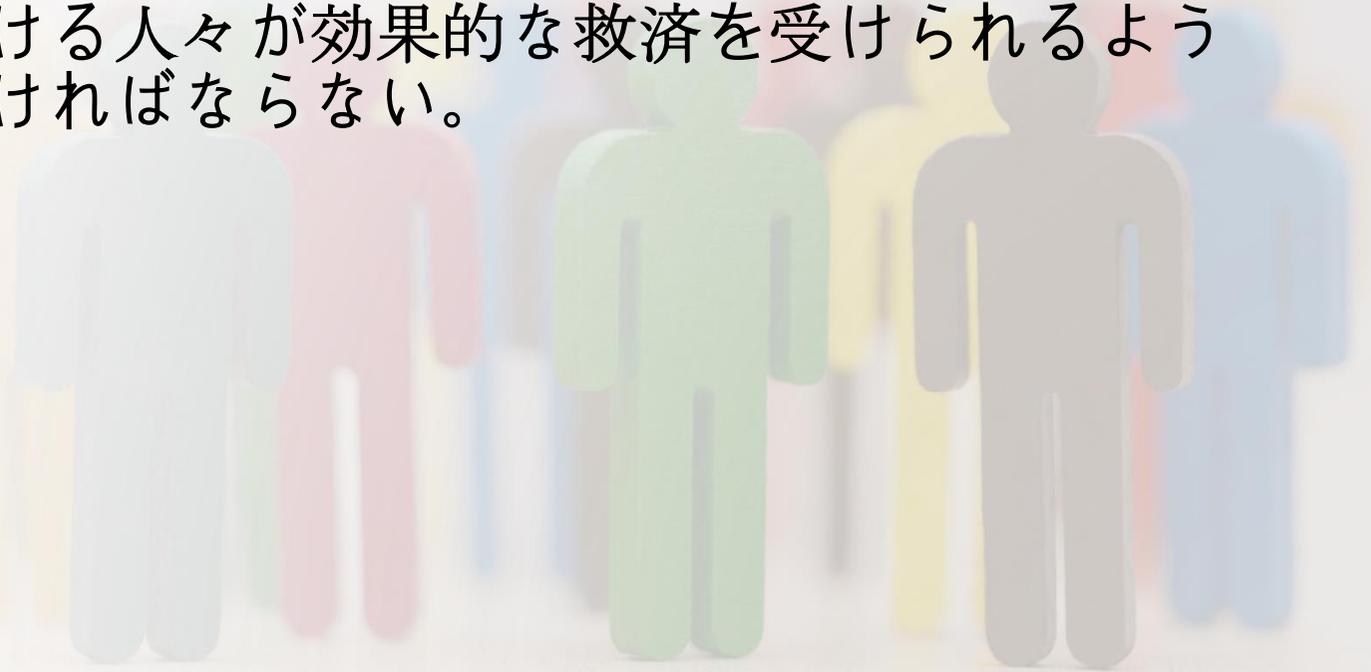
ワシントン大学ロースクール

国連指導原則は
なぜ救済を重視
するのか？



国連指導原則25

ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務の一環として、国家は、司法、行政、立法その他の適切な手段を通じて、そのような人権蹂躪が自国の領土および / または管轄区域内で発生した場合、影響を受ける人々が効果的な救済を受けられるよう適切な措置を講じなければならない。



グローバル・サプライ・チェーンにおける 強制労働の廃止に向けたG7のコミットメント

G7諸国は、強制労働により生産されるリスクが最も高い商品の最大の輸入国である。衣料品（世界最大輸入国 上位6カ国中5カ国 を占める）、海産物（2021年の海産物輸入の世界需要の 39.8% を占める）、ソーラーパネル（2021年に 200億ドル以上の ソーラーパネルを輸入）などがある。

- G7市場は、迅速で安価に手に届く製品の需要を誘発し、労働者虐待へとつながりやすい ビジネスモデル となっている。
- G7加盟国には世界最大級企業が多数進出しており、そのサプライチェーンにおける人権に対する取り組みの影響は、各国政府と同等かそれ以上の影響力を持つ可能性がある。

G7 続き

- 世界最大企業50社のうち34社がG7諸国に本社を置き、サプライチェーンが世界中に広がる消費財、エレクトロニクス、自動車の大手メーカーが多数含まれている。

出典

Marti Flacks and Steven Orientale, Operationalizing the G7 Commitment to End Forced Labor in Global Supply Chains, Center for Strategic and International Studies, <https://www.csis.org/analysis/operationalizing-g7-commitment-end-forced-labor-global-supply-chains>.

日米タスクフォース



MEMORANDUM OF COOPERATION ON THE JAPAN - U.S. TASK FORCE ON THE PROMOTION OF HUMAN RIGHTS AND INTERNATIONAL LABOR STANDARDS IN SUPPLY CHAINS



The Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan and the Office of the U.S. Trade Representative (collectively, “the Participants”):

Recalling the formation of the Japan - U.S. Partnership on Trade on November 17, 2021;

Recalling the shared commitment expressed during the first round of meetings of the Japan - U.S. Partnership on Trade to increase predictability for business, such as through encouraging best practices with respect to promoting international labor standards, including the elimination of all forms of forced labor in supply chains;

救済策に関するタスクフォースの コミットメント

2.参加者は、タスクフォースと利害関係者との対話を促進するつもりである。1 それにおいて、参加者は以下の原則を遵守する。

1.(b)これらの対話には、以下のようなマルチステークホルダーの参加や意見聴取が含まれる:

(ii) サプライチェーンにおける人権デューディリジェンスに関するベストプラクティス(労働者の声を促進する強固なプログラムや労働者のための是正アプローチなど、人権デューディリジェンス手順の開発、実施、監視のための主要なベストプラクティスを含む)

救済とは - " 救済の花束 "

- 救済は、金銭や傷害に対する補償だけではなく、以下を含むこともある。
 - 差止命令 - 損害の停止（例：ダム建設の停止）
 - 謝罪
 - コンサルテーション
 - 土地の権利の回復または承認
 - 生活の再建
 - 清掃と修理（破損の修復、汚染の除去）
 - 健康モニタリングと医療ケア
 - 会社の方針の変更（安全、労働条件、プライバシーの権利など）

<https://www.ohchr.org/en/special-procedures/wg-business/access-remedy>



救済は、
国連指導
原則の他
の部分と
切り離さ
れたもの
ではない

柱Ⅰと柱Ⅱは柱Ⅲ（保護、尊重、救済）につ
ながっている

被害者や当事者が企業の苦情処理機構を利用
する場合、被害やマイナスの影響に関する情
報を企業に提供することになる。

これは、コミュニケーション・チャンネルと継
続的な人権デュー・ディリジェンスの一部で
ある。

企業が危害を防止し、将来の危害を防止する
ために慣行を改めることを支援することが重
要である。

多くの国家および企業にとって最大のギャップは効果的な救済措置の提供である。

- 日本および国家にとって - 司法および非司法的救済の両面で
司法へのアクセスを提供する義務
- 日本の国内行動計画は、司法へのアクセスについてコミットしている。
- 救済へのアクセスを阻む障壁の詳細な検証
- 国内行動計画の多くは、日本における労働者の権利の問題に焦点を当てている。

A photograph of a paved road with a yellow center line, leading into a dense green forest. The road curves slightly to the left in the distance. The text is overlaid in the center of the image.

鍵：救済へのすべての道

NAPによる将来の救済措置の コミットメントの例

(d)外国人権相談センターによる10ヶ国語による人権相談を実施する。

女性と子どもの人権を守るための専用ホットラインも設置されている。[法務省]

(e)人権侵害の防止と被害の救済

人権相談で人権侵害が疑われる事案が認められた場合、必要な調査を行い、関係機関と連携して調査事案に応じた適切な措置を実施することで救済及び予防を図る。[法務省]

出典ビジネスと人権に関する日本国内行動計画

<https://www.mofa.go.jp/files/100173319.pdf>

非司法的
メカニズム
強化が必要

主な例

OECDナショナル・
コンタクト・ポイント

開発協力と金融苦情処理
メカニズム - JICAとJBIC

RBC日本国内 コンタクト ポイント

前回査読は2012年

2000年から2016年の間、日本で日本共産党に寄せられた苦情はわずか。うち5件は海外からの申し立て。

ウェブサイト - 現在は見つけにくい

The screenshot shows the official website of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. The page is titled "Japan and OECD" under the "Economic Diplomacy" section. The header includes the Ministry's name in English and Japanese, along with navigation links for "About Us", "News", "Foreign Policy", "Countries & Regions", and "Consular Services". A search bar and language options are also present. The main content area features a "Recommend" button, social media sharing options (Twitter, Facebook, Email), and a list of links related to Japan's 50th anniversary with the OECD. The links include a video, a schedule plan, a symposium, and a report of recommendations. The OECD logo is visible in the bottom right corner of the content area.

会社の苦情処理メカニズム



サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの一環として重要 - 情報を収集する方法



既存の倫理ホットラインや内部通報ホットラインに人権を追加するのみでなく、具体的な人権手続きに投資する。



独立したメカニズム構築を考える

日本におけるビジネスのための 新プログラム

BUSINESS / CORPORATE

Japan firms sign up for greater scrutiny of rights issues in supply chains



Earn an American degree in Japan. Temple University, Japan



Learn More [An American degree in Japan >](#)

WHAT'S TRENDING

EDITORS' PICKS

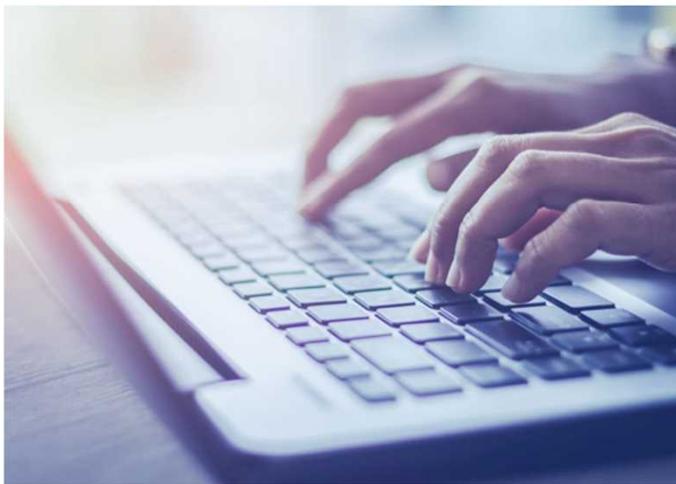
1 Four injured as explosion hits building in Tokyo's Shimbashi district



2 Vladimir Putin is weakened — but his system isn't



苦情処理メカニズムの支援



About JaCER

Japan Center for Engagement and Remedy on Business and Human Rights (JaCER) aims to provide a non-judicial platform for grievance redress and to act in a professional capacity to support and promote redress of grievances by member companies based on the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights.

[Details](#)





今後の方向性

- 次期国家行動計画 - 「救済へのアクセス」にさらに焦点を当てる
- 事前公約の評価と確実な実施 - NCPの強化、目に見える開発関連の苦情処理メカニズムの強化など
- 国内人権機関の問題を再考する
- 企業と協力し、効果的な業務レベルでの苦情処理メカニズムを開発 - 独立性の強調
- 救済メカニズムについて、パートナー国支援方法に焦点を当てる